

「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（地方
公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究）」
各採択団体における成果報告書

尼崎市

PwC コンサルティング合同会社

2023年3月末

本報告書は、デジタル庁との間で締結された令和4年6月10日付の業務委託契約書に基づき、PwCコンサルティング合同会社が作成したものです。PwCコンサルティング合同会社は、本報告書に関連して、デジタル庁以外の第三者に対して、如何なる義務や責任も負いません。なお、PwCコンサルティング合同会社は、本報告書の日付後に発生した事象について、追加で報告をなし又は本報告書に反映させる責任を負うものではありません。

目次

1	実証事業の概要	1
1.1	背景・目的	1
1.2	実証事業の内容	1
1.3	システムの概要	3
1.4	スケジュール・実施体制	4
1.5	システムの開発費用	7
2	支援業務の実施手順（システムを利用した運用フロー）	8
2.1	連携システムを活用した支援の業務プロセス	8
3	分析に必要なデータ項目の整理	9
3.1	取得・共有・分析するデータ項目	9
3.2	データレイアウトの検討	13
4	データを扱う主体の整理・役割分担	13
5	個人情報の適正な取扱いに係る整理	15
5.1	個人情報の取扱いに係る法的整理	15
5.2	プライバシー・倫理面での整理や対象となることもや家庭への周知	16
6	システム企画	17
6.1	データ連携方式	17
6.2	連携に必要な機能	17
6.3	情報へのアクセスコントロールの整理	19
6.4	安全管理措置	19
7	データの準備	20
7.1	データの取得	20
7.2	アナログ情報のデジタル化	20
7.3	データ分析のための加工	20
7.4	名寄せ	20
7.5	マスキング	22
7.6	外字	22
8	システムによる判定機能の構築と評価	22
8.1	データ分析と分析結果の評価	22
8.2	判定基準の構築と評価	24
9	事業効果の評価・分析	25
9.1	支援業務の試行結果	25
9.2	今後の取組	25
10	全国的な展開方策の検討	25
11	まとめと今後の課題	26

1 実証事業の概要

1.1 背景・目的

尼崎市においては以前より、地域のこどもの成長について家庭や学校だけではなく、市役所や各種関係機関、地域住民も含めて一緒に育てるといった土壌が醸成されていた。中でも平成21年に成立した「尼崎市子どもの育ち支援条例」¹によって、地域の住民も含めた地域全体でこどもの成長を見守ることが明文化された。

尼崎市子どもの育ち支援条例の成立により法的根拠も整ったことから、本市においては市内のこどもに対する支援を行うため、他自治体に先駆けて福祉系システム（子どもの育ち支援システム）を構築して、こどもに関わる関係部局が保有しているシステムのデータを連携している他、要保護児童等にかかわる情報を収集し、ケース記録を福祉系システムに入力することで情報を一元管理して支援に活用しており、これまでも多くのこども達の支援を行っている。

しかしながら、子どもの育ち支援システムを活用していく中で、新たな課題も出てきた。例えば、教育系システムと連携されておらず、学校の出欠状況や身長、体重などの学校保健データ等、こどもの健康に関する情報を保有していなかった。そのため、こどもの健康状態についての情報は別途収集する必要があった。

また、現行の福祉系システムでは、対象のこどもや保護者に実施した面談や支援等の記録を入力することとなっているが、その情報量は膨大であり、入力されているデータを整理し、人力で多面的に評価し、その後のリスク等を予測するためには、相当の時間と労力が必要であるという課題があった。

さらに、本市では従来相談や関係機関からの通告があったこどもに対して介入する運用となっていたが、相談や通告が無いものの、支援を必要としているこどもに対して十分な支援を行うことが出来ていない可能性も排除できなかった。加えて、支援が必要なこどもに対しては可能な限り早く支援を提供することが重要であると考えており、困っているこどもや家庭を事前に予測したいと考えていた。

このような状況を鑑み、支援対象のこどもを見逃すことがないようにすることと、支援までのリードタイムの削減を目的として、本実証事業に取り組んだ。具体的には、福祉系システムと教育系システムを連携した上で、これまでの知見を活かしてリスクが高い傾向があるこどもを多面的に分析できる新統合システムを開発することで、いじめ、不登校、虐待等の早期発見、事前予測を行うことを目的とした。得られた情報を支援の核となる児童専門ケースワーカー（児童CW）やスクールソーシャルワーカー（SSW）に提供することで、将来的に支援の量的、質的向上と、従来必要としていた分析の時間の短縮に結び付くものと考えている。

1.2 実証事業の内容

従来から運用している首長部局の8システムのデータを統合した福祉系システム（子どもの育ち支援システム）と、今回新たに市立小中学校に通う児童・生徒を対象に教育系システムから抽出したデータを連携統合した新統合システムを構築した。これらのデータを連携することにより、保健、福祉、教育の情報を総合的に考慮したリスク判定を行うことで、従来方法ではどうしても目が届かなかった、支援を必要とするこども達にもリスクが

¹ 尼崎市子どもの育ち支援条例

URL : https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/172/jyourei.pdf

<p>認証・マイページ</p> <p>ログイン認証 ログオフ パスワード変更 デザイン変更</p> <p>マイページ</p> <ul style="list-style-type: none"> お知らせ表示 スケジュール表示 相談・通告状況表示 最近の行動実績表示 予定日超過リスト表示 メモ登録 未終了案件：最終更新日からの経過日数 直近の出産予定一覧表示 バックアップ通知 住民基本台帳データ更新のお知らせ 住基連携結果通知 他システムデータ連携通知 直近12ヶ月の相談・通告（推移表、件数表、比率グラフ）表示 	<p>検索</p> <p>児童情報検索 ケース情報検索</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合条件検索 全文検索 <p>住基情報検索</p> <p>CSV出力</p>	<p>児童情報管理</p> <p>児童基本情報管理 家族・関係者情報管理 ジェノグラム作成 健診・予防接種管理 出欠・発育状況管理 変更履歴管理 添付資料管理 支援情報管理 心理検査管理 税情報、付加情報 定量的リスクマーク</p>	<p>ケース情報管理</p> <p>ケース情報管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談 虐待・通告 問合せ <p>関係機関管理 経過記録管理 ショートステイ等管理 添付資料管理</p>
<p>会議管理</p> <p>会議情報管理 出席者管理 添付資料管理</p> <p>会議録出力</p>	<p>マスターメンテナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> お知らせ ユーザー/権限 グループ 学年 小中学校区 地区 追加項目 機関 続柄 健診 名称（最終理由/会議名経過記録の概要/重症度/緊急度/各種等級） 検査 <p>帳票テンプレート 住民基本台帳データ取込 システム更新 他システム連携データ取込 ログ出力</p>	<p>業務帳票</p> <p>児童記録票、相談・通告書、送致書、援助依頼書、情報提供書、経過記録表、個別支援計画（発達障害）、個別支援計画（不登校）、発達の見極めポイント、通知書関連（学校復帰による支援通知書、適応指導教室入級承諾通知書、適応指導教室仮入級承諾書、障害児通所支援利用にかかる要否について）、欠席日数が30日以上一覧、日報、月報、スケジュール表、出欠状況取込、出欠状況確認表</p>	<p>統計帳票</p> <p>相談受理状況電子調査票 児童相談経路別児童受付（第43表） 児童相談種類別児童受付（第44表） 児童相談種類別対応件数（第45表） 市町村における養護相談の理由別対応件数（第49の2表） 福祉事務所における処理（第59表） 兵庫県統計（第1表～3表）</p>

図 1-2 子どもの育ち支援システムの機能一覧

1.3 システムの概要

新統合システムでは従来から運用されている首長部局の庁内8システムから連携された子どもの育ち支援システムの情報に教育系システムから新たなデータの連携を行う。同時に新統合システム上で相談や通告についての記録や、こどもが何らかの問題を抱えている可能性が無いかをシステム上で判定する機能（リスク判定ロジックの組み込み）を新規で追加した。それらの情報をもとに、担当部署の職員が情報を確認し、支援に結び付けることが出来るようにした。なお、令和4年度中の実証事業においては、現行の子どもの育ち支援システムを新統合システムが稼働した後も並行してこどもの情報を入力するために利用し、新統合システムではリスク判定ロジックをメインに利用した。なお、新統合システムへの完全な移行は令和5年度以降を予定している。

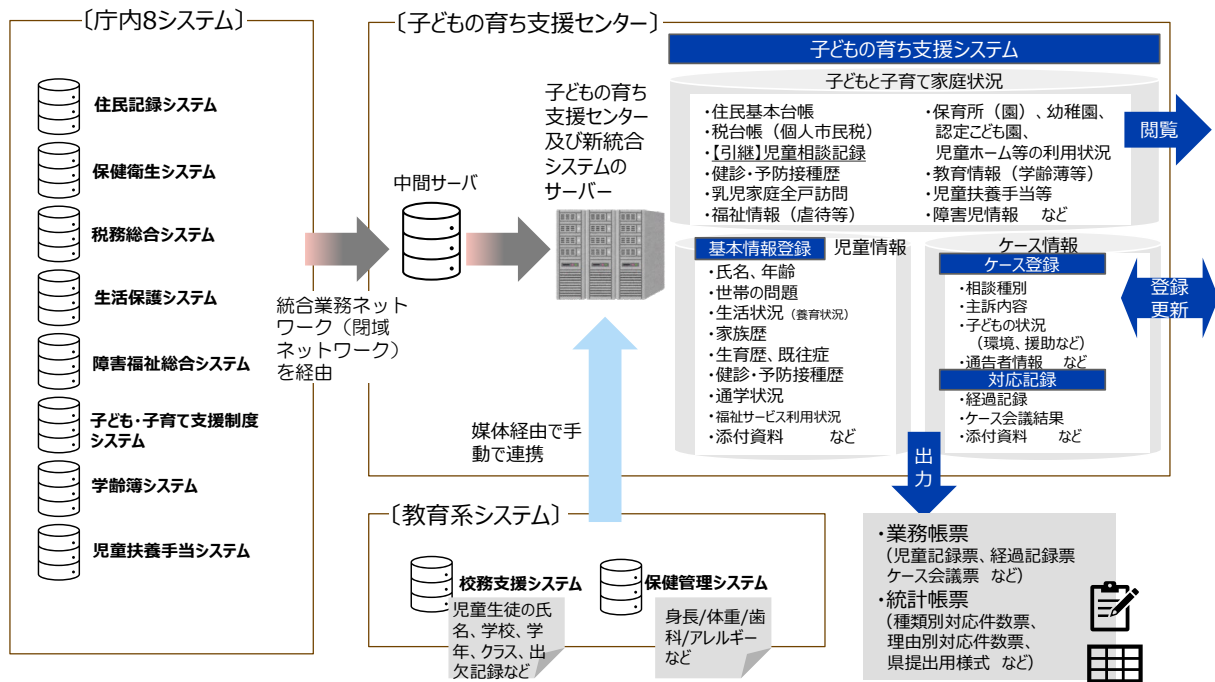


図 1-3 システムの概要図

1.4 スケジュール・実施体制

1) スケジュール

本実証事業は令和4年6月から開始しているが、実際には本実証事業に参加するにあたり、令和3年度中に事前の準備や調整を行った上で公募書類の準備・提出等を行っている。本実証事業のスケジュールは大きく以下3つのフェーズに分類できる。①実施体制の整理や法的整理期間、②システム開発期間、③効果検証である。

① 実施体制の整理や法的整理期間

新統合システムを開発・運用するにあたり、最初に行ったことは体制を整理することであった。本実証事業においてはシステム開発をする上でシステムベンダーや運用する課等との窓口としての機能に加えて、要件定義や法的整理をすることも必要になり、従来とは異なる新たな業務が発生することになるため、本市においては内部での検討の結果、これまで子どもの育ち支援システムの運用を行い、こどもの支援に取り組んできたいくしあ推進課が主体となって事業を進めることとした。

本実証事業では様々な情報を用いて分析を行い、支援に結び付けていくことから、個人情報の取り扱いについても慎重に検討を進めた。具体的には「尼崎市子どもの育ち支援条例」の解釈について、本事業の趣旨から必要とする情報の取扱いについて個人情報の保護の観点から担当部局と協議を重ねた。その結果、本実証事業期間である令和5年3月末までは現在運用している子どもの育ち支援システムを構築する際に制定した条例に基づき、規則に一部追加することで運用が可能であることが確認できた。一方、令和5年4月1日より「デジタ

ル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分（地方関係）」が施行されるため、令和5年度以降についても法令違反とならずに円滑に事業を継続することができるよう、庁内で並行して検討を進めた。これらの具体的な取組内容については、それぞれ後述する。

② システム開発期間

本実証事業を推進する上で要となる新統合システムの開発には大きく2つのステップで取り組んだ。1つは既存の子どもの育ち支援システムのデータを新統合システムに連携すると同時に、従来連携していなかったデータを追加する受け皿となる新統合システムの開発である。新統合システムを開発する上で、新たに連携することになった教育系のシステムである校務支援システムと保健管理システムからもデータを新システムに連携できるようにするための開発が必要であった。

従来から本市においては、児童に関する情報や相談内容・経過の記録を一元化できるシステムとして子どもの育ち支援システムを運用してきた。このシステムには相談や通告、児童に関する問い合わせがあった子どもを対象として情報を登録し、関係者間で情報の共有を行えるようにしている。子どもの育ち支援システムは首長部局のシステムからデータ連携を行っており、様々なデータを参照すると同時に、経過の情報も保存できるようになっているが、今回の実証事業において、新たに教育系システム（校務支援システムと保健管理システム）のデータも連携することにより、より多くの情報に基づいてリスク判定を行うことが出来るようにした。

もう1つは新たに追加した項目も加味し、システム上で子どもが問題を抱えていないかということについて、傾向値からそのリスクの判定を実施するための機能の開発・実装である。既述の通り、新たに教育系システムのデータ項目を連携することで、学校現場の情報も加味した上で子どもの状況を推測することが出来るようにするが、どのような項目をどのように用いることで虐待の防止に結び付けることが可能になるのか、これまでのノウハウと知見に基づき開発を進めた。

これらのシステム開発においては、現在本市のシステム担当ベンダーであるシャープマーケティングジャパンと緊密に連携しつつ、既存システムのデータ項目を同社が開発した児童支援システムのパッケージに連携する仕組みの構築を進めた。また、現在子どもの育ち支援システムにデータ連携されていない教育系のシステムは鈴木楽器販売株式会社に運用を委託しており、同社とも緊密に連携しつつ、新たにリスク判定に必要なと思われる項目を選定し、データ連携する作業を実施した。更に新たに構築したシステム上でリスク項目に応じたリスクポイントの設定を出来るようにする設計や、従来の支援との連続性を保つことが出来る画面設計を行った。

システム開発の大きなチェックポイントとして、予めデジタル庁が設定した項目を充足しているかを確認する「ステージゲート」を2回実施した。内容としては、必要なデータ項目が網羅されているか、というシステム開発に関する観点に加え、個人情報の取り扱いに関する内容や、システムの配置場所等、情報を安全に取扱うための多くの項目について確認を実施することで、支援に必要なシステムの構築が出来ていること、法令を遵守していることを確認した。

③ 効果検証

新統合システムを用いた検証を2月から行った。新統合システムの稼働開始の際、操作説明会を実施し、関係部門の担当者がシステムの操作方法を学ぶことで開発したシステムをスムーズに運用することを可能とした。

また、既に要保護児童対策地域協議会²（以下「要対協」という。）等で対応中のこどもも含まれているが、新統合システムによってリスクが高いと判定されたこどもの判定結果の精度の検証や、従来相談を受けたり関係機関から通告を受けたりしたこどもに対してのみ行っていた支援を、様々な兆候から事前に分析して支援することが可能になるか、という運用に関することに加え、従来架電等を通して収集していた情報がデータ連携されることによって、職員の情報収集にかかる時間の削減につながるか等の検証を予定していたが、検証が可能な期間は約1ヶ月と非常に短い期間であったため、実証期間中には十分な分析、検証を行うことが難しい状況であった。また、情報の収集にかかる時間の削減効果も期待されたが、実際に運用すると、リスクがあるとシステム上で判定されるこどもの数が事前の想定以上に多かったため、従来の運用である相談や通告が無かったために問題を抱えていると認識されていなかったこどもが増加したことから、職員が対応に必要な時間の総量はむしろ増加した。

しかしながら、システム開発直後の新たな運用のため、短期的にはそのような事象もやむを得ないと考えており、長期的にはベテラン職員が保有している、様々なノウハウの一部をシステムが代替してくれることにより、人の知見の継承がスムーズに行われると考えている。長期的な視点に立ち、運用を通して課題を明らかにしつつ、今後更なる検討、改善を進めていく予定である。



図 1-4 実施スケジュール

2) 実施体制

本実証事業は以下の体制で実施した。本市においては内部での検討の結果、これまで子どもの育ち支援システムの運用を行い、こどもの支援に取り組んできたいしあ推進課が主体となって事業を進めているが、プロジェクトの責任者として、尼崎市理事、尼崎市教育委員会事務局次長がプロジェクトリーダーを務めている。また、

² 児童福祉法第 25 条の 2 に基づき設置される協議会。児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で援助を行う。設置主体は地方自治法第 1 条の 3 に規定する地方公共団体である。

本実証事業の連携事業者として、シャープマーケティングジャパン株式会社、株式会社菱友システムズ、鈴木楽器販売株式会社が参加している。

表 1-1 実施体制

プロジェクトリーダー（尼崎市理事、尼崎市教育委員会事務局次長）		
システム	福祉系システム検討チーム （子どもの育ち支援システム）	教育系システム検討チーム （校務支援システム等）
チームリーダー	尼崎市 こども青少年局 子どもの育ち支援センター いくしあ推進課（プロジェクト事務局兼務） 子どもの育ち支援センター所長	尼崎市 教育委員会事務局 教育総合センター 学び支援課
役割	福祉系システムのアップグレードや教育系システムとの統合に向けたベンダーとの調整並びにデータ内容項目の整理	教育系各システムの整理、福祉系システムとの連携に向けたベンダーとの調整
ベンダー等	シャープマーケティングジャパン株式会社	鈴木楽器販売株式会社 株式会社菱友システムズ
役割	検証受託事業者との契約・技術的な調整	検証受託事業者との契約・技術的な調整
備考	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトリーダーの傘下に福祉系と教育系それぞれのシステムの検討チームを置き、各システムに関する調整や統合に向けた課題整理を行う。なお、本プロジェクトの事務局は、福祉系システム検討チームが行う。 統合された新システムに関する運用管理保守体制の整理が必要。 	

1.5 システムの開発費用

本実証事業におけるシステム開発の費用は総額で約8千万円であった。クライアント側の機器関連の費用が大きくなっているが、これは従来尼崎市内にて利用していたPCとサーバでは新統合システムの負荷に耐えることが出来ず、新統合システムを利用するためには新たに機器を設置する必要があったことが大きな要因となっている。また、システム開発では新統合システムへの判定ロジックの追加に費用がかかった。

本実証事業で実施した内容は、単純に従来のシステムに連携するデータを追加したことや、分析する機能を追加した、というものではなく、従来のシステムを新たに作り直す作業に近いことから、このような費用となった。

表 1-2 本実証事業のシステム関連費用

項目	費用
情報連携システム構築費用（新統合システム）	46,985,000 円
【上記内訳】	
ソフトウェア開発費	20,575,000 円
ロジックのシステムへの組み込み費用	19,750,000 円
ハードウェア費用（サーバ類）	1,442,000 円
ハードウェア費用（クライアント端末類）	5,218,000 円
データ連携に必要な費用（データ準備）	2,500,000 円
データ取得・移行作業費用	21,100,000 円
【上記内訳】	
教育系システム側によるデータ連携機能改修	12,600,000 円
新統合システム側によるデータ連携機能	8,500,000 円
データ分析・判定ロジック開発費用	20,000,000 円

2 支援業務の実施手順（システムを利用した運用フロー）

2.1 連携システムを活用した支援の業務プロセス

本市においては家庭や周りの人達からの相談を受けたり、関係機関からの通告を受けた場合に内容に応じて担当部署と児童CWやSSWが連携しつつ支援を行うという運用を行ってきた。

従来の支援フローでは相談や通告を受けて初めて支援に向けた取組を行ってきたが、そのフローに加えて、新たに新統合システムを活用して、問題を抱えている子どもがいないかを予測して支援に結び付けるフローを追加した。最初に行うシステムによる判定は従来支援してきた子ども達の傾向から15の項目を選定しており、その項目の該当状況から問題を抱えている可能性が高いか低いかの判定を機械的に行う。その中で問題を抱えている可能性が高いと思われる子どもに対しては、職員が更に別の16項目の情報を用いて新統合システム上でアセスメントを行う。システムによる判定結果はあくまで傾向値であり、当然様々な例外が存在する。そのため、システムだけによる判定は行わず、システム上でリスクが高いと思われる子どもに対し、従来同様に人によるアセスメントとして加えることで機械的、画一的な対応を取ることがないようにしている。

人によるアセスメントの結果により、問題を抱えている可能性が高いと判断された子どもに対しては、児童CWやSSW等の、子どもと行政や教育機関を結ぶ役割を担う職員とより緊密に連携することによって、従来では発見できなかったSOSを発している子どもの支援に結び付けることを目標とした。

なお、本実証事業において、支援の対象となる子どもの範囲は0～18歳の尼崎市在住の子どもとしている。

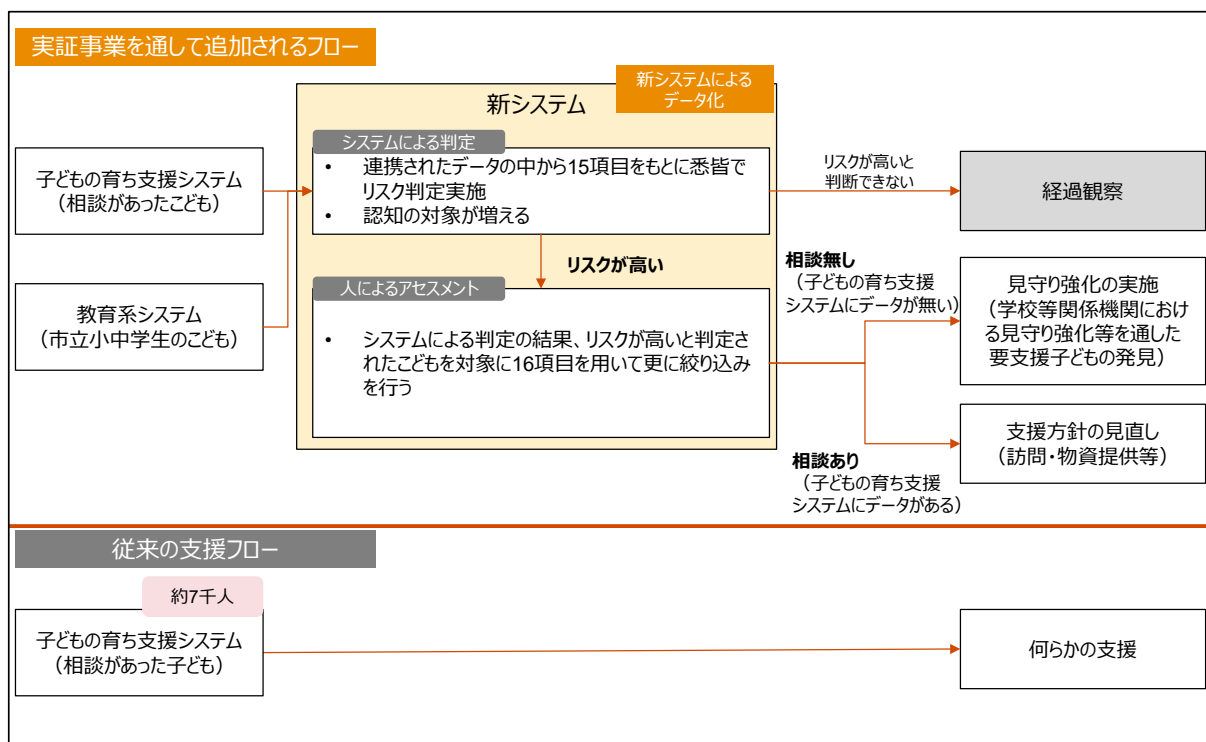


図 2-1 新統合システムの導入により新たに追加される業務フロー

本市においては子どもの育ち支援条例が施行された後、様々な支援を行ってきたが、あくまで相談や通告を受けてからの支援ということで、把握しきれていない子どもが居る可能性があった。システム上で悉皆（しっかい）の分析を行うことで早期に発見し、行政が介入することで、より良い支援に結び付けることが出来るのではないかと、この課題は市役所だけではなく、教育委員会とも共有しており、解決策を検討していた。今回の実証事業を通してリスクが高まる前の子どもに対して支援できるようになる、状況を把握して将来的に重篤化するのを防止できるようにするものと考えている。

そのような状況の中、本実証事業に参加することで、行政がより積極的に支援できる体制を構築することが出来た。運用はまだ始まったばかりであり、想定通りに進んでいないものもあるが、中長期的にはSOSを出している子どもを見落とすことがなく、且つ早期の発見に結び付けることが出来ると考えている。

3 分析に必要なデータ項目の整理

3.1 取得・共有・分析するデータ項目

本実証事業において、福祉系システムと教育系システムから連携したデータ項目を表3-1及び表3-2に示す。従来利用してきた子どもの育ち支援システムは平成21年に制定した「尼崎市子どもの育ち支援条例」を受けて開発したものであり、当時検討を重ねて開発されたシステムである。なお、各データ項目は相談や通告を受けた場合、関係機関への情報収集を行う頻度が高いものを選定している。

今回新たに連携するデータ項目は個人情報であるため必要最小限の情報を選定した。栄養や健康状態の目安になる身長体重に加え、歯科情報からの虫歯の情報ばかりはきちんと目が届いていてネグレクトされていないかを判断する上で有意義であると考えている。出席情報は不登校や、不登校の前兆が無いかを確認するために従

来は7日以上連続で欠席した子どもに対して聞き取りを行ってきたが、例えば3日欠席して1日登校し、4日欠席するようなパターンは把握できていなかったため、欠席日数を取得することとした。また、アレルギー情報は一時保護が必要になった場合に家族から情報を聞き取りにくいいため、予め取得することとした。これらの項目は厚生労働省の「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート 利用解説書」³を参考にすると同時に、児童CW等、現場の方達からの経験をもとに選定した。

データ項目を選定するにあたり、当初対象項目として検討していたが、最終的に対象外としたものもあった。例えば教育系システムの成績における通知表の情報については、急に成績が下降した際には何らかの事情があったと推察する指標として利用することも検討されたが、関係各課との協議の中で、行動面等については担任の主観に左右される面もあることから推移を見る上では適切ではないとの指摘もあり、データ連携の対象から外した。

なお、これらのデータの保有期間については現在も個別判断を行っている。なぜなら支援が終了した時点でクローズとするものの、これまでのケースでは終了した後に再度相談や通告を受けるケースも発生しているため、支援が終了した時点で即廃棄してしまうと、問題が再発した時にゼロから情報を収集することになり、対応が遅れてしまう可能性があるためである。この点について、今後運用を通して慎重に検討を重ねていく予定である。

表 3-1 福祉系システムデータ項目

連携先庁内関係システム	連携データ項目
住民記録システム	統一コード（宛名番号）、氏名、生年月日、住所、性別、続柄、世帯構成、発禁情報、等
保健衛生システム	統一コード（宛名番号）、氏名、生年月日、住所、性別、発達相談歴、健診・予防接種歴、乳児全戸訪問記録、等
税務総合システム	統一コード（宛名番号）、氏名、生年月日、住所、性別、所得状況、扶養状況、世帯の現況、等
生活保護システム	統一コード（宛名番号）、氏名、生年月日、住所、性別、生活保護受給の有無
障害福祉総合システム	統一コード（宛名番号）、氏名、生年月日、住所、性別、精神障害等級、身体障害等級、障害児通所支援事業（保育所等訪問支援事業、児童発達支援センター、放課後等デイサービス）の利用状況、等
子ども・子育て支援制度システム	統一コード（宛名番号）、氏名、生年月日、住所、性別、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・児童ホームの利用状況、等
学齢簿管理等システム	統一コード（宛名番号）、氏名、生年月日、住所、性別、就学先（小・中学校）、等
児童扶養手当システム	統一コード（宛名番号）、氏名、生年月日、住所、性別、児童扶養手当の受給の状況

³ 在宅支援共通アセスメント・プランニングシート 利用解説書（厚生労働省）

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000520608.pdf>

表 3-2 教育系システムデータ項目

システム名	データ項目	
校務支援システム	基本名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・年度 ・学校名 ・学年 ・学級 ・出席番号 ・氏名 ・ふりがな ・性別 ・生年月日 ・公簿名 ・公簿名ふりがな
	出席簿	<ul style="list-style-type: none"> ・授業日数（月ごとの授業日数＝出校日数） ・忌引 ・出席停止日数（出席停止日数＝出席停止数＋出席停止等数） ・出席すべき日の日数（出席すべき日の日数＝授業日数－（忌引日数＋出席停止日数）） ・欠席日数（病欠・事故欠）（欠席日数＝病欠数＋事故欠数＋通級（欠席扱い）数） ・遅刻日数 ・早退日数 ・欠席理由（病欠、事故欠、通級） ・連続欠席数（出校日において、病欠数・事故欠数・通級（欠席扱い）が7日連続している日数の累積。）
保健管理システム	検診記録	<ul style="list-style-type: none"> ・身長 ・体重 ・歯科（治療放棄） ・アレルギー

福祉系システムのデータは尼崎市民全員を対象として新統合システムに連携しており、教育系システムのデータは令和4年度における尼崎市立小中学校のこどもを対象としている。

子どもの育ち支援システムを開発する際に、連携するデータの連携理由を整理したので、参考までに以下に一部を掲載する。

表 3-3 子どもの育ち支援システムにおけるデータ連携の理由

データ項目	連携理由
所得状況（税務情報）	虐待のハイリスク要因の一つとして経済基盤の弱さがあげられており、「子ども虐待対応の手引き」 ⁴ でも家庭の経済状況を通告時に把握すべき項目の一つに入っているため必要と思われる。
扶養状況、世帯の状況（特定寡婦かどうか等）	こどもを取り巻く環境を把握する上で、扶養状況等は重要な情報となる。特にひとり親かどうかを把握するためには、住基だけでは世帯分離等の可能性があり、把握しづらいケースが考えられることから、税務総合システムによる世帯状況の把握が必要と思われる。
生活保護受給の有無	福祉事務所と支援センターが円滑に連携し、適切な情報交換を行うためには、相談や支援の初期段階から生活保護を受給しているのかを把握することが重要である。また、「子ども虐待対応の手引き」に記載の通り、子育てにおいて経済的困窮は児童虐待の発生要因としても大きいと、必要に応じて経済的支援へつなげるケースも想定される。
身体障害等級、精神障害等級及び障害児通所支援事業の利用状況	こども（兄弟含む）や保護者に障害を持つ方がいる場合、育児ノイローゼや介護疲れになるケースが想定されることに加え、厚生労働省が示す「子ども虐待対応の手引き」においても児童虐待に至るおそれのある要因として挙げられていることから、児童虐待の未然防止等も視野に入れた相談業務やアウトリーチによる学校・園等への派遣といった支援を行う際には事前に障害の認定状況を把握することが非常に重要である。 また、福祉サービスを適切に利用できているかについては、聞き取りや調査を行う際、障害情報を把握した上でなければ、支援の漏れが発生する可能性がある。したがって、システムによる身体障害や精神認定状況及び障害児通所支援事業の利用状況の把握は、適切な支援を提供するために必要である。
保育所（園）・幼稚園・認定こども園・児童ホームの利用状況	支援センターで支援を行う対象となったこどもやその家庭の状況を把握する場合、通所している施設への聞き取り調査が必要となることも考えられる。また、支援センターから通所先に情報提供を行うことも想定されるため、必要な情報把握と思われる。仮に施設への通所が確認できない場合、こどもとその家庭状況によっては、通所を推奨する場面も想定される。
就学先（小・中学校）	支援センターで支援を行う対象となったこどもやその家庭の状況を把握する場合、通学先への聞き取り調査が必要となることも考えられる。また、支援センターから通学先に情報提供を行うことも想定されるため、必要な情報把握と思われる。

⁴ 子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月 改正版）（厚生労働省）

URL: https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf

データ項目	連携理由
児童扶養手当の受給の有無	福祉サービスを適切に利用しているか（行政とつながっているか）の判断材料になるとともに、仮に受給していた場合は所管課からの情報提供を依頼する等、庁内連携に必要な情報である。また、受給要件を満たしているのに受給していない場合は、申請するようアドバイスを行う等、福祉サービスへのつながりも期待できる。
健診・予防接種歴	こどもの発育状態を把握することは適切な支援を行うために必要な情報であり、健診時の様子を保健所に問い合わせる際にも活用できると思われる。また、健診未受診である場合は、受診を推奨するといった場面も想定される。
乳児家庭全戸訪問記録	こどもとその家庭状況を実際に保育士が訪問し、記録している情報は客観的な視点で事実を把握する上で重要である。相談業務等での聞き取り内容を補完する役割となるとともに、通告があった場合にそのこどもとその家庭状況を把握するための入り口として活用できるとと思われる。

3.2 データレイアウトの検討

今回新たに開発した新統合システムは従来の子どもの育ち支援システムをベースに開発をしているため、データレイアウトも子どもの育ち支援システムのデータレイアウトに準じている。また、子どもの育ち支援システムは、連携元の各システムやデータベースから出力されるデータレイアウトに合わせて連携の仕組みを構築している。本実証事業で新たに連携した教育系システムにおいても連携元のデータレイアウトに準じて新統合システムを構築している。本市において、令和8年度に児童相談所の新設予定があり、ITシステムにおいても全面的に刷新される可能性があり、そのような大規模なシステム改修を行う機会の際には改めて「実証事業ガイドライン（こどもに関する各種データの連携にかかる留意点等）」⁵にて示されているような標準レイアウトへの対応を検討する予定である。

4 データを扱う主体の整理・役割分担

本実証事業では、個人情報を取り扱うことから、データを扱う主体と役割についても慎重に検討を行った。総括管理主体はいくしあ推進課が担当した。保有・管理主体はデータ連携するシステムの主管各課、分析主体はいくしあ推進課が担当した。活用主体はいくしあ推進課に加えてこども相談支援課、こども教育支援課が担当した。

⁵ こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会、「実証事業ガイドライン（こどもに関する各種データの連携にかかる留意点等）」（2023）URL:https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/e91b13a9-fcee-4144-b90d-7d0a5c47c5f0/d261f028/20230331_news_children_outline_01.pdf

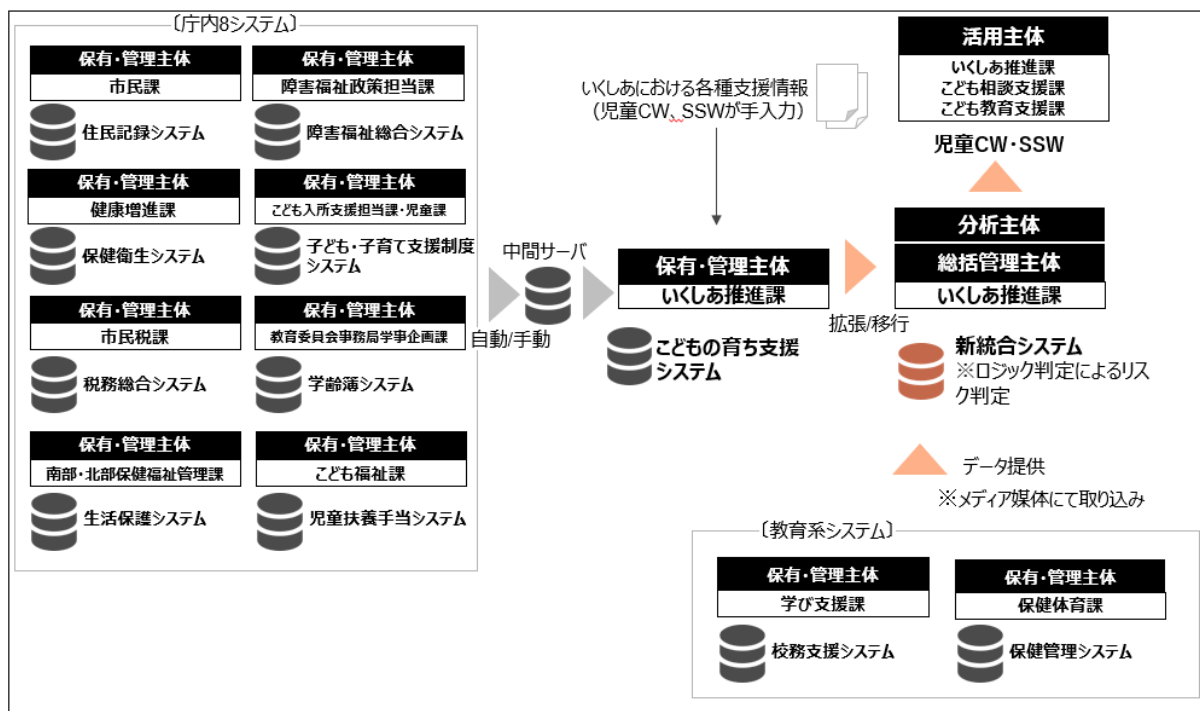


図 4-1 データを扱う主体の整理・役割分担

相談があった場合、いくしあ推進課がこどもの育ち支援システムに基本情報を入力し、こどもの情報や相談対応の情報を入力する。相談の内容が虐待に関する内容であればこども相談支援課が対応し、不登校や教育相談等の場合はこども教育支援課が対応する。これらの課では問題を抱えている可能性が高いと判断されたこどもについて、データ連携された情報や職員が情報収集等を通して得られた情報を閲覧することが可能であり、児童CWやSSWと連携して支援を行う。

表 4-1 新統合システムを利用する課と分担

所管	誰が	どのように
いくしあ推進課	課員	市民からの電話等による相談案件が寄せられた場合に、基本情報（台帳を作成するイメージ）及び相談対応情報を入力する。案件の内容によっては、課内発達相談支援担当及び以下の2課につなぐ。また、システムの判定によりリスクが高いと判断されたこどもについて、人によるアセスメントの実施分担を行う。（実際の運用は今後検討が必要である）
こども相談支援課	課員	自ら入手した情報とともに、子どもの育ち支援システム、新統合システム等の情報を確認するほか、いくしあ推進課から虐待相談等の案件を引き継ぎ、児童ケースワーカー（児童 CW）による対応履歴の入力・管理を行い支援につなげる。
こども教育支援課	課員	自ら入手した情報とともに、子どもの育ち支援システム、新統合システム等の情報を確認するほか、いくしあ推進課から不登校、教育相談等の案件を引き継ぎ、対応に当たる教育委員会職員（指導主事等）による対応履歴の入力・管理を行いスクールソーシャルワーカー（SSW）と連携して支援につなげる。

5 個人情報の適正な取扱いに係る整理

5.1 個人情報の取扱いに係る法的整理

本市では、従来個人情報を適切に運用するために個人情報保護条例を遵守してきたが、今回データ連携する情報は個人情報であり、目的外利用に該当するため、法令に基づく整理を行う必要があった。今回その整理の拠り所となったのが、平成21年12月に制定した、こどもの支援が必要な場合に限り、個人情報の目的外利用を認める「尼崎市子どもの育ち支援条例」である。

「尼崎市子どもの育ち支援条例」の改正と「尼崎市子どもの育ち支援条例第18条に規定する情報を定める規則」の創設によって、実証事業開始時点において、関係者とのデータ共有は可能であったが、本実証事業においては新たに教育系システムである校務支援システムと保健管理システムからのデータを連携することになるため、こちらについては「尼崎市子どもの育ち支援条例第18条に規定する情報を定める規則」へ、令和5年2月7日規則第1号にて条項を追加することで対応した。

なお、条例改正にあたっては、尼崎市議会にて承認を得た。また、個人情報保護審議会に諮問を打診するも、議会承認を得ていたため、報告のみで可となった。

尼崎市子どもの育ち支援条例（抜粋） 平成 21 年 12 月 18 日 条例第 41 号

（定義）

第 2 条 略

(8) 要支援の状態 虐待若しくはいじめを受けている状態、不登校の状態、非行その他の問題行動を行っている状態若しくは発達支援（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第 2 条第 4 項に規定する発達支援をいう。）が必要な状態又はこれらの状態に至る可能性が高い状態をいう。

（要支援の子ども等に関する情報の活用）

第 18 条 市長及び尼崎市教育委員会は、第 14 条第 1 項本文の規定による支援その他の要支援の子どもに対する支援を適切に実施するため必要があると認めるときは、当該支援の実施に必要な限度において、法令の規定に従い、その保有する要支援の子ども又はその保護者(以下「要支援の子ども等」という。)の属する世帯の構成その他の要支援の子ども等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は相互に提供することができる。

（平 30 条例 38・追加）

参考までに、「子どもの育ち支援条例の制定」について⁶の経緯を記載する。

虐待もしくはいじめを受けている状態、不登校の状態、非行その他の問題行動を行っている状態もしくは発達支援が必要な状態又はこれらの状態に至る可能性が高い状態については、要支援の状態として行政の介入が必要であるとの判断から、平成17年から子どもに関する条例の制定を視野に入れた検討を始めた。当時は、少子化、核家族化、価値観の多様化、地域のつながりの希薄化等を背景に、児童虐待、いじめ、不登校などが全国的な社会問題となっていた。

本市においては、特に児童虐待や不登校について課題を抱えていたが、一方では、子育てに不安や負担を感じる家庭が増え、家庭の子育てを支える地域社会の子育て機能も低下しているといった現状があった。こうした課題に対して関係機関等を中心に取組が行われていたが、家庭や社会などの要因が複雑に絡みあう中では、関係機関や地域の一層の連携が求められていた。

こうした背景や課題を踏まえ、平成18年度に設置した「尼崎市子どもに関する条例等検討委員会」の意見書の趣旨をもとに、平成20年度から、子どもの育ちに関する課題に対応する仕組みを盛り込んだ条例の制定に向けて取組を進め、平成21年12月に「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定した。

5.2 プライバシー・倫理面での整理や対象となる子どもや家庭への周知

上述の通り、尼崎市においては「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定するにあたり、平成17年から検討を開始した。その後、平成21年12月に制定されるまで、庁内での検討や関係機関との検討のみならず、パブリックコメントを募集する等、住民からの理解を得るための取組を実施してきた。

⁶ 尼崎市子どもの育ち支援条例について（尼崎市公式ホームページ）

URL:https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_kangae/kodomo_sesaku/046kodomojourei/046joureigaiyou.html

本実証事業で実施する内容は、庁内関係部署にて改めて検討を行った結果、条例の趣旨に合致するものであり、新たに特段の説明等は不要であると整理している。

6 システム企画

6.1 データ連携方式

本市においては徹底した情報管理を行うため、新統合システムについても既存の子どもの育ち支援システムと同様、個人番号利用事務系と同等の閉域接続されたネットワーク内に中間サーバを設置して日次でデータ連携を行い、閉域接続されたネットワーク内で管理している。また、端末は庁舎内に設置している。

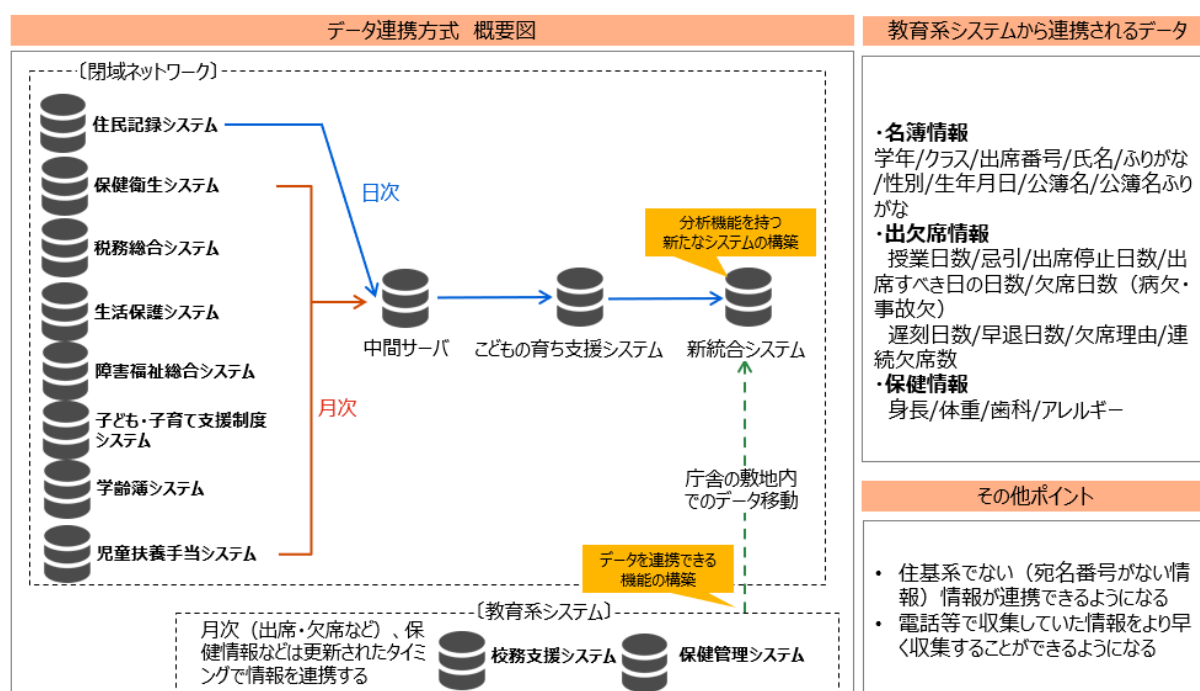


図 6-1 新統合システムのデータ連携方式

新統合システムでは、従来から稼働している子どもの育ち支援システムから日次で情報を連携し、今回新たに連携する教育系システム(校務支援システムと保健管理システム)については、月次でデータをバッチ出力し、出力されたデータを手動によって連携する。教育系システムからのオフラインでのデータの移動については庁舎の敷地内で完結するように行い、データが外部に流出することが無いように運用している。

6.2 連携に必要な機能

新統合システムの構築にあたり、子どもの育ち支援システムと校務支援システム、保健管理システムに改修を行った。新統合システムは、子どもの育ち支援システムをベースにリスク判定ロジックの組み込み及び人によるアセスメントの結果を入力する画面を新たに追加した。校務支援システムと保健管理システムにおいては、システム外部にデータを出力する機能を有していなかったため、月次でバッチ出力できるように改修を行った。

また、新たに連携することになった。校務支援システムと保健管理システムには宛名番号が付与されていなかった。そのため、子どもの育ち支援システムのデータと突合せさせるためにIDを付与する必要があった。校務支援システムと保健管理システムから連携するデータ項目の選定と、選定した項目のこどものデータにIDを付与する機能、IDを付与したデータを月次でバッチ出力する機能を追加する改修を行った。

新統合システムの主な機能は、令和元年から稼働している子どもの育ち支援システムと同様であるため、本実証事業にて新たに追加した機能について示す。

表 6-1 機能要件概要

No	分類	対象システム名	要件概要
1	リスク判定 (システム)	新統合システム	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク判定条件を画面上で設定できる (初期設定では、健診受診状況、ひとり親、虫歯の状況に問題がある、障がい認定、保護者障がい認定、若年出産、多子世帯、未就園児、出欠比率、身長、体重、連続欠席日数) ・設定した条件にパラメータを持つ項目に対して値を設定できる ・リスクポイントが付与されたこどもを検索できる
2	リスク判定 (人によるアセスメント)	新統合システム	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ち支援システムで入力された情報を基にリスク判定条件を画面上で設定できる (初期設定では、相談歴、一時保護歴、母子健康手帳の交付なし、DV の通告歴、ステップファミリー及び今回新設されたリスク情報に入力のある下記 11 項目) 1 非嫡出児 2 未熟児 3 乳幼児全戸訪問未実施 4 妊娠届の提出 5 妊婦健診不定期受診 6 転入転出歴多数 7 婚姻していない 8 出生した場所に問題 9 発育不良 10 各種行政福祉サービスを適切に受けていない 11 きょうだいの虐待歴がある ・設定した条件にパラメータを持つ項目に対して値を設定できる ・リスクポイントが付与されたこどもを検索できる
3	データ連携 (校務支援システム)	校務支援システム	<ul style="list-style-type: none"> ・新統合システムへ連携するデータを CSV にて出力できる (バッチ、手動)
4	データ連携 (保健管理システム)	保健管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・新統合システムへ連携するデータを CSV にて出力できる (バッチ、手動)
5	宛名突合ツール	独自ツール	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名カナ、生年月日が同一でバッチ処理による自動付番が行えなかったレコードを、目視で基本情報を確認しながら宛名番号を入力できる ・突合が完了したデータを CSV ファイルで出力

6.3 情報へのアクセスコントロールの整理

新統合システムにアクセスできるのは、活用主体である「いくしあ推進課」「子ども相談支援課」「子ども教育支援課」の3つの課の職員のみである。アクセスするには3段階での認証が必要となる。最初にPCを立ち上げると認証ソフトが立ち上がり、その時に顔認証が行われる。顔認証で照合できた後にパスワード入力する。その後システムを使う際には別のIDとPWを利用してログインすることで、初めてシステムの利用が可能となる。なお、子どもの育ち支援システムでも同様である。

これまで、運用3課で共通閲覧をできるのは、基本児童情報(住基情報、学籍情報など)のみで、各課が入力していたケース情報は、基本的に当該課のみ閲覧権限ありとしていたが、令和4年度よりいくしあ内においては、他課入力情報の閲覧も可能とし、いくしあ外への情報開示が必要な場合は、所定の手続きにより入力課の閲覧承認が必要となる運用とした。

システムの利用にあたってはアクセス権限を3段階で設定している。①全ての情報が閲覧可能な管理者権限、②税情報が閲覧可能な要対協事務局機能担当課権限、③税情報が閲覧できないそれ以外の権限である。アクセス権の付与や削除はいくしあ推進課長が行う。

6.4 安全管理措置

新統合システムは、連携元であるマイナンバー系ネットワークと同等の閉域ネットワークの中に構築されており、従来の庁内8システムと同様の安全管理措置が講じられている。

セキュリティインシデントの対応についても、最高情報セキュリティ責任者⁷を配置しており、情報セキュリティインシデントに対応するための体制(各課室に情報セキュリティ管理者)を整備することを明文化している。情報セキュリティ管理者は、その所管する課室等において情報セキュリティインシデントが発生した場合には、統括情報セキュリティ管理者⁸、情報セキュリティ責任者、統括情報セキュリティ責任者及び最高情報セキュリティ責任者へ速やかに報告を行い、指示を仰ぐこととなっており、必要な体制を構築している。

職員に対しては、新規採用時の情報セキュリティ研修を必須として、既存の職員には毎年最低1回は情報セキュリティ研修の受講を必須としている他、利用する端末を設置している場所は入退室について、休日の場合はICカードが必要となっており、該当の庁内(情報システム室等)に関連しないモバイル端末や通信回線装置、電磁的記録媒体等のデバイスの持ち込みを禁止していることで、情報の流出防止に向けた措置を講じている。

個人情報について、情報資産管理台帳等を作成し、適切に管理するようにしている。また、新統合システムから直接メールを出すことは出来ないが、データのダウンロードや加工をしてからの添付はできることから、メールの誤送信等を防止するため、事前の対策(自動転送機能を用いた電子メールの転送禁止、業務上必要のない送信先に電子メールの送信禁止等)と、事後の対策(誤動作等の情報セキュリティインシデントを発見した場合、速やかに情報セキュリティ管理者に報告)がなされている。大量のダウンロードが行われた場合にはアラートを上げるようになっている。

不法侵入や自然災害への備えとしては、統括情報セキュリティ責任者により、自然災害等に備え、業務継

⁷ 最高情報セキュリティ責任者は、総務局に属する事務を担任する副市長をもって充てる。

⁸ 最高情報セキュリティ責任者を補佐するため、統括情報セキュリティ責任者を置く。統括情報セキュリティ責任者は、総務局長をもって充てる。

統計画書を策定している他、情報資産の保管という観点で、自然災害を被ることを考慮して保存するよう、庁内でセキュリティ対策基準を定めている。

7 データの準備

7.1 データの取得

取得するデータとしては、尼崎市の全住民を対象とした福祉系の8システムの情報と、教育系システムでは尼崎市立の小中学校に通う子どもを対象としている。福祉系システムが保有しているデータは尼崎市民約45万件であり、教育系システムは約4万件となっている。これらのデータを担当職員が常に確認しているわけではないものの、支援が必要になった時に速やかに対応できるよう、連携元のシステムの更新頻度に応じて日次、もしくは月次で連携される。新たに連携される教育系システムの情報は月次での更新であるが、教育系システムからのデータの出席簿データや検診記録データについては、データの更新に合わせてすぐにアクションを取れるわけではないことから、現在の更新頻度で特段の課題は無いものと考えている。

7.2 アナログ情報のデジタル化

本実証事業では、新たなシステムの構築は行ったが、連携元の各システムが保有していない情報についてデジタル化するには至っていない。今後システム的大幅な刷新をする際には改めて検討する。

なお、本実証事業の当初の計画では、入力業務の省略化を図るため、音声をデータ化（文字化）するツールを開発・導入する予定であったが、当初の計画になかったが子どもの育ち支援システムをベースに人によるアセスメントの結果を入力する画面を新たに追加する必要があったため、そちらを優先して開発することとした。

7.3 データ分析のための加工

本市においては、判定機能を実装するにあたり、個人を特定するようなデータは必要としておらず、選定した項目毎に点数をつけて、その合計値でリスクを判定するという機能を実装した。そのため、本実証事業ではデータ分析を行っておらず、データ分析のための加工は行っていない。

7.4 名寄せ

本実証事業においては新統合システムに校務支援システムと保健管理システムのデータを連携するため、校務支援システムと保健管理システムの情報に、子どもの育ち支援システムに付与されているIDを付与した。この作業を行う際にはシャープマーケティングジャパン株式会社が突合のために開発したツール（バッチ処理ツール）を用いて、「氏名かな」と「生年月日」をキーとして機械的に突合作業を行った。

中には重複したデータが存在するケースや、生年月日のデータが無いものもあり、システム上のツールで機械的に突合することが出来なかったデータも存在した。それらの情報については職員が宛名突合ツールを利用して手作業で突合作業を行った。

表 7-1 名寄せ手順

手順	作業内容
①	校務支援システム及び保健管理システム側から全件 CSV で出力 学齢簿システム側からも宛名番号付きで全件 CSV 出力 それぞれ DB へ取込み、「氏名かな」「生年月日」で機械的に宛名を突合（バッチ処理ツール）
②	① のデータを確認（突合対象外のデータを省く等の確認）
③	① のデータを宛名突合ツールへ投入
④	機械的に突合できなかったデータに対して、宛名突合ツールにて学齢簿データを検索し、目視による確認で宛名番号を付番（宛名突合ツールにて該当するこどもの氏名、性別、住所、学校名、保護者氏名等が確認できる）
⑤	宛名突合したデータを CSV 出力し、校務支援システム及び保健管理システムへ返還

表 7-2 名寄せ結果

名寄せの手順 (※)	実際にかかった工数 (人日)	名寄せ母数	名寄せ不可件数	エラー率 [%]	課題	所感（工程への影響、負担感の多寡、重大性等）
①	20	107,112	42,268	40%	教育系システムからのデータは過去分のデータを含んでいたが、学齢簿データは最新の小学1年～中学3年のデータであったため、一部の過去分については突合対象外とせざるを得なかった ⁹ 。学齢簿側は住基から機械的に名簿を作成しているのに対し、教育系システム側は学齢簿から名簿を受取り、人力で入力を行っているため、生年月日の空欄が見られた。	過去分、生年月日空欄、同姓同名については機械的に突合しないこととした。また、手動による突合においても生年月日不明のままでは判断が難しいため突合対象外とした。
②	0.5	64,844	0	0%	—	—
③	0.1	136	0	0%	—	—
④	1	135	1	0.74%	—	手動突合に際しては宛名突合ツールを作成して利用した。
⑤	0.5	64,980	0	0%	—	—

※①～⑤の番号は表 7-1 と対応

教育系システムのデータには、学齢簿から名簿を受取り、人力で入力を行っているため、生年月日の空欄が見られたため、自動、手動ともに突合対象外とした（3,818件）。同姓同名のデータは機械的な突合対象外

⁹ 本実証事業における教育系システムからのデータ連携対象は令和4年度における市立小中学校のこどもであるが、宛名突合は卒業生を含む教育系システムに情報があるすべてのこどものデータを対象としている。

としたため手動突合とした（136件）。自動突合した後、本件専用の宛名突合ツールへ学齢簿および教育系システムのデータを投入し、ツールを利用して学齢簿データを検索し、宛名番号を手動で突合した。宛名突合ツールを用意したことにより、手動突合可能な136件のデータについては1日足らずで作業完了している。（なお、136件のうち1件のみ突合不可であった。）

7.5 マスキング

本実証事業においてマスキングは行っていない。

7.6 外字

本実証事業において、外字の対応は特段生じていない。

8 システムによる判定機能の構築と評価

8.1 データ分析と分析結果の評価

本実証事業におけるリスク判定ロジックの開発コンセプトは、システム上でリスク判定を実施することで、従来の相談や通告だけでは対応することができなかった、支援を必要としているこどもの早期発見と、データ連携することにより必要な情報を収集するのにかかっていた時間を削減する、というものである。また、システム化することで、ベテランの職員のノウハウを経験の浅い職員でも承継することが出来るようになって考えている。

この目的を達成するため、庁内でも検討を重ねて支援を必要としているこどもに共通して見られる傾向のある31項目をリスク判定の分析ロジックに用いることにした。項目は、共通アセスメントツール¹⁰と児童ケースワーカーや学校現場のこれまでの対応経験を踏まえ、決定した。

システムによる判定は15の項目を選定しており、その項目の該当状況から問題を抱えている可能性が高いか低いかの判定を機械的に行う（システムによる判定）。システムの判定により問題を抱えている可能性が高いと思われるこどもに対しては、職員が更にシステムにより一括で判定できない16項目の情報をを用いて新統合システム上でアセスメントを行う（人によるアセスメント）。システム上での機械的な判定はあくまで傾向値であり、その情報だけをもって訪問や物資を届ける等の実際の支援を行うことは困難であるため、人によるアセスメントの機能を実装した。

人によるアセスメントの項目については、今後も検討の必要があり、「出生した場所に問題（墜落産、飛び込み出産など）」については、主観に基づく項目のためリスク判定には不向きとの意見があり、また、「発育不良」、「各種行政福祉サービスを適切に受けていない」については判断の定義が必要との意見が挙がっている。

リスク判定では判定に用いる項目ごとにリスクポイントを設定し、その合計値が高い程リスクが高いと判定する。判定に使用する項目は、これまでに得られた知見を基に設定しているが、その項目に対応するリスクポイントや、対象とする範囲については、システム画面上で調整・変更することが可能であり、実態に即した柔軟な運用を可

¹⁰ 児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて（厚生労働省）

URL : <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161641.pdf>

能とした。点数設定の考え方としては、これまでの現場の経験からの意見としてこどもを現認できているかいないかを最も重要視していることから、出席比率（9割以上の欠席を想定）や未就園児等を高く設定した。なお、項目含め点数設定も検討中のため、今後精査のうえ、変更になる可能性がある。

表 8-1 リスク判定に活用した項目

	システムによる判定（15 項目）	人によるアセスメント（16 項目）
No	判定条件名	判定条件名
1	健診受診状況	相談歴
2	ひとり親	非嫡出児
3	生保受給世帯	未熟児
4	虫歯の状況に問題がある	乳幼児全戸訪問未実施
5	障がい認定	妊娠届の提出
6	保護者障がい認定	妊婦健診不定期受診
7	若年出産	転入転出歴多数
8	多子世帯	婚姻していない
9	多胎児	一時保護歴がある
10	0 歳児	出生した場所に問題（墜落産、飛び込み出産など）
11	未就園児	発育不良
12	出欠比率	母子健康手帳交付なし
13	身長	各種行政福祉サービスを適切に受けていない
14	体重	DV の通告歴がある
15	連続欠席日数	きょうだいの虐待歴がある
16	—	ステップファミリー

表 8-2 リスク判定の点数設定（システムによる判定）

99点	40点	20点	10点	5点	1点	
★⑫出席比率	●⑪未就園児（年長）	●⑪未就園児（年中）	●⑪未就園児（年少）	①健診（3健未受診）	①健診（その他）	⑦若年出産
★⑬身長	—	—	—	—	②ひとり親	⑧多子世帯
★⑭体重	—	—	—	—	③生活保護世帯	⑨多胎児
—	—	—	—	—	★④虫歯	●⑩0歳児
—	—	—	—	—	⑤障害	★⑮連続欠席日数
—	—	—	—	—	⑥保護者障害	

●…未就学児童のみが対象の項目

★…小中学生のみが対象の項目

表 8-3 リスク判定の点数設定（人によるアセスメント）

99点	10点	1点	
⑨一時保護歴がある	①相談歴	②非嫡出子	⑧婚姻していない
⑭DVの通告歴がある	⑦転入転出歴多数	③未熟児	⑩出生した場所に問題
⑮きょうだいの虐待歴がある	⑪発育不良	④乳幼児全戸訪問未実施	⑫母子手帳交付なし
—	⑬行政福祉サービスを適切に受けていない	⑤妊娠届の提出	⑯ステップファミリー
—	—	⑥妊婦健診不定期受診	—

8.2 判定基準の構築と評価

本実証事業では、リスク判定ロジックを検討したのみに留まり、システム上でリスクが高いと判定されたこどもが実際にはどのような状況であるかの分析は今後行う予定である。システムによる判定でリスクがあると判定されたこどもの件数は想定より多く、リスクが高そうなこどもとして判定されたのは1,300件強であった。その中で要対協の対象となっているこどもがどの程度いるのか、現在本市で支援の対象と把握しているこどもがシステム上ではどのように判定されているのか、今後分析を行いつつ精度の検証を行っていく予定である。また、リスクポイントをどの程度の閾値でリスクありとするのかについては、点数設定も含め今後の検討事項である。

検証がまだ十分に終わっていないため、令和5年度以降も人によるアセスメントについて継続していく予定である。なお、未就園のこどもはこれまでの知見からネグレクトの率は高いと考えているが、もともと本市が保有しているデータ上、未就園のこどもの中には小規模や無認可の保育園や幼稚園等が含まれているため、それらの就園児も1,300件のデータに含まれており、システムによってリスクがあると判定されてしまっている。本市において、現在のデータの持ち方では小規模や無認可保育のデータが未就園と判断されてしまうことが課題としてあることが分かったため、対応を検討する。

9 事業効果の評価・分析

9.1 支援業務の試行結果

令和4年度の実証期間中はシステムにより判定し、リスクがある可能性のあるこどもを抽出するところまでとなるため、新統合システムを活用して実際の支援業務に結び付けるのは今後の取組となる。

9.2 今後の取組

今後の取組としてはシステムの判定により抽出されたこどもについて、関係機関とのやり取りも行いながら、実態を踏まえて判定に用いた項目の値を調整しながら支援に結び付けていくことになる。また、項目単体と複数の項目が重なった時にはリスクの高さが単純な足し算ではなく、足し算以上になる可能性もあるかを検討している。

新統合システムによる判定結果を参考情報としつつ、人によるアセスメントも行いながら、従来の相談や通告を受けるより前に、発見に結び付けるケースが出てくるものと考えている。

10 全国的な展開方策の検討

転入・転出する重篤化したこどもについて、他の自治体と情報共有する場合においては犯罪歴や病歴と同等の支援歴は機微情報であり、会議の場で突き合わせて共有しているところであるが、それをシステム上でデータ連携するにあたっては、情報共有者の特定を確固とする情報セキュリティの体制や方策の整備が必要であり、現況においては、自治体間でそれらが成熟しておらず、仮にシステム上で情報共有する場合においても内容等に限界があると考えている。

個人情報管理の観点から情報を出せないという事例・自治体もあるため、他の自治体とのやり取りは限界があり、データを標準化していくことについても努力義務とするのか義務とするのか、指針等があると進めやすいが、最終的には自治体の裁量に委任され、統一的な全国展開には、相当の期間を要するものと考えている。

支援歴を他の自治体と情報共有する場合においては担当同士が書面上でやりとりするのが、これまでの慣例となっているうえ（システム上でデータ連携するにあたっては、情報共有者の特定を確固とする情報セキュリティの体制や方策の整備が必要であり、現況、各自治体の状況等も把握していないため、まずは情報セキュリティに関する連携の整備が必要）、各自治体のシステムの技術的な事情もあり、現段階においてネットワーク上で詳細情報を展開することには慎重を期したい。

また、税情報を目的外利用する際には本人同意が必要であるが、緊急的に一時保護等が必要な子どもに対する支援を担う要対協担当部署については、厚生労働省に確認を行ったうえで、本人同意を得ずに閲覧が

できるようにしている。税情報の目的外利用について、全国展開においてはどこまでの情報を、だれが閲覧できるかの検討が必要であると考えている。具体的には閲覧できる範囲の検討を行い、それが自治体単体では無く複数の自治体で共通化するなかで、地方税法上の扱いを整理するなどして運用することができるよう国等による法整備を期待したい。

11 まとめと今後の課題

本実証事業を通して新統合システムを構築することが出来たと同時に、従来の相談や通告が来たこともへの支援だけでなく、問題を抱えている可能性があることに対しても早期の発見や支援に結び付けることが出来るようになるものと考えている。また、データ連携によってこれまで必要な情報を架電等で収集していた時間を削減することができるようになった。

システムによって判定されたこともが実際にどのような状況であるか、システムの精度の検証と向上に向けた取組を継続して行っていく。また、関係機関とのやり取りについても業務フローを含めて整理する必要がある。こどもの支援は一朝一夕に行えるものではなく、息の長い取組である。今回の事業で構築することが出来た新統合システムを用いて必要な改善を随時行いながら支援を行っていく。

現在本市においても実証を開始したばかりである。様々な課題に直面しながら1つずつ手探りで対応している状況であり、取組としては道半ばである。取組の中では、システムを実際に開発したものの、想定と異なる結果が出てしまったため、再度システム開発の修正を迫られたことや、想定通りに進まなかったことも存在し、現在進行形で日々改善に取り組んでいる。このような本市の取組内容を紹介することで、今後他の自治体が同様の事業に取り組まれる際の参考事例の一つとなれば幸いである。